

論点2（個別法の法的枠組みについてどのように考えるか）について

I 医療等情報の利活用と保護のあり方を考える上での基本理念

1 検討事項

- 患者等の権利と医療等サービス提供側が負うべき義務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）
- 患者等が権利を主張する上で負うべき義務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）

2 基本的な考え方

- 医療等情報個別法は、医療等の情報の利活用と保護に関する法制を目指すこととしているが、その利活用や保護に関する具体的な規定のあり方を議論するにあたっては、まず、その法制で目指すべき基本理念を明らかにすることが必要である。
- その際、そもそも医療等のサービスは、医療等サービス提供側と患者等との信頼関係に基づいて患者等のために行われるものである。医療等分野における法制を考える場合、患者が医療等のサービスに対して期待していることの実現に資するものでなければならないと考えられる。
- 医療等情報個別法についても、その基本理念については、「患者等は、医療等サービスを受ける際、医療の担い手に対して、どのようなことを期待できるのか。一方、医療等サービスは、その受け手と担い手の信頼関係に基づくことを踏まえ、患者等はどのような義務を果たすべきか」という観点から、医療等情報の検討に必要なものを中心に検討することが必要ではないか。
- 以上を踏まえ、医療等情報個別法は、医療等情報に関して患者等が期待することの実現に資することを基本理念として明らかにした上で、そのような患者の期待を実効性のあるものにするため、医療等情報の利活用と保護にあたっての医療等サービス提供者が負うべき義務等を定めるといった法的枠組みとしてはどうか（具体的な義務等の内容については別途検討）。

3 患者等の権利と果たすべき義務

患者等が医療等サービスを受ける際にどのようなことを期待しているかについては、これまでの様々な団体等からの提言等が参考になる（例えば、日本医師会、都立病院、米国がん協会、米国病院協会、米国医師会における患者の権利章典等（参考資料））。これらの提言を踏まえると、主な内容は以下のとおりに大別できると考えられる。

<患者等の権利>

①医療等の提供に関するもの

- ・だれでも、どのような病気にかかった場合でも、良質な医療を公平に受ける権利
- ・質の高い医療を提供する医療提供者を選ぶ権利 等

②差別や不当な取扱いの防止に関するもの

- ・配慮ある治療を受け、差別を受けない権利
- ・苦情の申し立てをする権利 等

③医療等の情報、プライバシー保護に関するもの

- ・病気、検査、治療、見直しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで十分な説明と情報を受ける権利
- ・十分な説明と情報提供を受けたうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利
- ・診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られ、病院内での私的な生活を可能な限り他人にさらされず、乱されない権利
- ・自分の診療記録の開示を求める権利
- ・診療記録が正しくない場合、関連性がない場合、完全ではない場合にその記録の修正を求める権利 等

<患者等の責務>

①医療等の提供に関するもの

- ・治療計画に協力し、合意された約束を守る責務
- ・自分の健康を改善しやすいライフスタイルをとる責務
- ・すべての患者が適切な医療を受けられるようにするため、他の患者の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮する責務 等

②費用に関するもの

- ・医療費を支払う責務 等

③情報に関するもの

- ・良質な医療を実現するため、医師をはじめとする医療提供者に対し、患者自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供する責務
- ・納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を受けてもよく理解できなかったことについて、十分理解できるまで質問する責務 等

4 個別法の基本理念に関する考え方

○ 3に示した患者等が医療に関して期待できると考えられる権利や果たすべきと考えられる責務を踏まえて、医療等情報の利活用と保護に関する法制である医療等情報個別法における基本理念として、例えば以下のような事項についてどう考えるか。

- ① 医療等に関する情報の利活用は、良質な医療の提供やアクセスの公平性など、医療の向上に資するものでなければならないこと
- ② 患者等に対する十分な説明・情報提供や、自己の情報の秘匿、開示、訂正、削除等を求めることなど、医療等情報にまつわる患者等の期待の保護が十分に図られるべきこと
- ③ 医療等情報に基づき、差別や不当な取扱いがなされてはならないこと
- ④ 患者等は医療等のサービスを受けるにあたり、自らの健康に関する情報をできるだけ正確に提供するように努めること
- ⑤ 患者等は医療等の内容について十分理解するように努めること 等

【参考】個別法の基本理念に関して参考となる規定

① 医療等に関する情報の利活用は、良質な医療の提供やアクセスの公平性など、医療の向上に資するものでなければならないこと

<関係規定>

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（基本的理念）

第二条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第一条の四 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

② 患者等に対する十分な説明・情報提供や、自己の情報の秘匿、開示、訂正、削除等を求めることなど、医療等情報にまつわる患者等の期待の保護が十分に図られるべきこと

<関係規定>

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の四（略）

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3～5（略）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（基本理念）

第三条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

③ 医療等情報に基づき、差別や不当な取扱いがなされてはならないこと

<関係規定>

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

④ 患者等は医療等のサービスを受けるにあたり、自らの健康に関する情報をできるだけ正確に提供するよう努めること

⑤ 患者等は医療等の内容について十分理解するよう努めること

<関係規定>

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の二（略）

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十

分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

（国民の義務）

第三条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がある障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（基本的理念）

第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（国民の責務）

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三号）

（国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

II 患者等の自己の情報を保護（秘匿）される権利、自己の情報に関して開

示・訂正・削除を請求する権利の確保

1 検討事項

- IT化・ネットワーク化の進展、番号制度の検討等を踏まえ、医療等の情報に関する患者等の権利を確保するために、どのような環境整備が必要か。

2 個人情報保護法による措置

- 個人情報保護法においては、自己の情報に関係ない者に対しては秘匿されていることに加え、開示、訂正又は削除等の要求ができることとされている（参考：個人情報保護法第25条、26条及び27条）。
- 医療等に関する機微性の高い情報については、以下のようなIT化・ネットワーク化の進展、番号制度の検討等を踏まえた上で、患者等に同様の要求ができるよう環境整備がなされることが必要である。

3 マイナンバー法案による措置

- マイナンバー法案は、マイナンバー法案が定める範囲において、行政機関等の間において個人情報を本人の同意なくやりとりすることを可能にしている。
- 一方、国民が自己の情報に関与することを可能とする仕組みとして、
 - ・ 国民が自らの情報の提供等の記録を確認できるようにする「マイ・ポータル」
 - ・ 行政機関等の間の情報提供の記録を保持する「情報提供ネットワークシステム」
 - ・ 不適切な情報の提供について監査・監督する「個人番号情報保護委員会」等を導入することとしている。

4 情報化を踏まえた検討

(1) IT化・ネットワーク化を踏まえた検討

- 医療等分野においては、医療機関を中心としてIT化・ネットワーク化が進展しており、医療等サービスの質の向上という観点からも、電子的な患者等の情報のやりとりが進むことが期待される。一方で、より一層の情報の活用を推進する場合には、電子的な情報の授受がどのようになされているかということや、蓄積された電子的情報がどのように活用されているか等が、患者等に明らかにされることが望まれるのではないかと。
- また、今後は、本人が医療等に関する情報にネットワーク経由でアクセスすることも想定され、そのような場合に、なりすましを防ぐための確実な本人認証ができる基盤が必要ではないかと。

(2) 番号制度を踏まえた検討

- マイナンバー法案では、医療機関等の地域連携や医学研究に必要な情報連携は対象となっていないが、医療等分野においても、本人の同意を得ない情報提供につい

ては、患者等が自己の情報がどのように扱われたかをチェックできる仕組みが必要ではないか。

- なお、医療等分野で、公益目的や医療等の提供のために必要な場合の本人同意のあり方については、別途検討する。

(3) 一元管理に対する不安

- 情報化が進展する中、国民の中に、全国民の個人情報に国家により一元管理され、様々な目的に利用されるのではないかと不信感があることも事実である。このような不信感に対して、国が医療等に関する情報についてどのような責務を有するかを明らかにする必要があるのではないか。

5 必要となる環境整備

- 3を踏まえると、IT化・ネットワーク化の進展、番号制度の検討等を踏まえ、医療等の情報に関する患者等の権利を確保するためには、以下のような環境整備が必要ではないか。
 - ・ 医療等サービス提供者から本人への情報提供の仕組み
 - ・ 本人同意を得ない第三者提供について事後的に履歴をチェックできる仕組み
 - ・ 不適切な情報の提供について監査・検証する仕組み
 - ・ ネットワーク経由で確実な本人認証ができる仕組み 等
- また、一元管理への懸念に対して、国等の責務として、医療等に関する情報を不必要に蓄積してはならないことを明確化してはどうか。

【参考】個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。